








相浦（7）宿舎受水槽等清掃

業務隊長	管理科長	営繕班長	厚生科長	厚生班長	宿舎係	作成者
						
件名	相浦（7）宿舎受水槽等清掃					
図面名	表紙					
縮尺			作成年月日	令和7年5月14日		
作成者	3等陸曹 本多 唯				図面番号	
	陸上自衛隊		相浦駐屯地業務隊			1 / 5

仕 様 書

1 件 名
相浦（7）宿舎受水槽等清掃

2 場 所

- (1) 長崎県佐世保市大湊町678 大湊南宿舎1、2、3、4、6、7、8棟
 (2) 長崎県佐世保市日野町1773-1 日野本町宿舎1、2棟
 (3) 長崎県佐世保市日野町2116-1、2 日野緑町宿舎1、2棟

3 清掃等概要

下表のとおり。（受水槽、高置水槽の材質及び容量は記載のとおり。記号は、各宿舎配置図に受水槽、高置水槽の位置を示す。実施月は、変更不可）

宿 舎 名	棟 番 号	実 施 月	受 水 槽			高 置 水 槽			備 考
			記 号	材 質	容 量 (t)	記 号	材 質	容 量 (t)	
大 湊 南	1	10	A	鋼板製	2.5	/	/	/	簡易専用水道(2槽)
	2								
	3	2	B	FRP製	2.5	B'	FRP製	3	簡易専用水道(1槽)
	4	2	C	FRP製	2.4	C'	FRP製	3	簡易専用水道(1槽)
	6	10	D	FRP製	3.5	/	/	/	簡易専用水道(2槽)
	7								
8	2	E	鋼板製	2.0	/	/	/	簡易専用水道(2槽)	
日 野 本 町	1	6	F	鋼板製	1.0	/	/	/	小規模簡易専用水道(2槽)
	2	6	G	鋼板製	1.0	/	/	/	小規模簡易専用水道(2槽)
日 野 緑 町	1	6	H	鋼板製	2.0	/	/	/	簡易専用水道(2槽)
	2								

※ 小規模簡易専用水道は、簡易専用水道に準ずるものとする。また、備考欄の（ ）書きは、各棟の受水槽を示す。

4 一般事項

- 本役務は、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」によるものとする。
- 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとし、当該宿舎入居者に対して実施日の2週間前を目途に周知徹底するものとする。
- 作業に掛かる際は、必ず現地にて監督官と打ち合わせをするものとする。
- 本役務の写真は、作業前、作業後、主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するものとする。完了後、A4判作業写真帳に整理し監督官に提出するものとする。
- 本仕様書等に記載なき事項といえども技術上当然実施すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- 作業は他の施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は請負者の負担において原状復旧するものとする。
- 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議のうえ実施するものとする。
- 本役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
- 本役務に必要な電気及び給水は官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入とする。
- 本役務履行に必要な資格証明書の写しを、事前に提出するものとする。

件 名	相浦（7）宿舎受水槽等清掃		
図 面 名	仕様書		
縮 尺	/	作 成 年 月 日	令和7年5月(4日)
作 成 者	3等陸曹 本多 唯		図面番号
	陸上自衛隊 相浦駐屯地業務隊		2 / 5

5 特記事項

(1) 清掃概要

- ア 受水槽の2槽式は、原則断水なしで清掃を実施するものとし、細部については監督官の指示によるものとする。
- イ 作業者は、健康状態の良好な者が実施する。また、清掃作業実施前に実施作業者の直近6ヶ月以内に受診した腸内細菌検査記録を提出するものとする。
- ウ 清掃用具及び作業着は、給水施設専用もしくは新品を使用するものとする。
- エ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するものとする。
- オ 受水槽及び高置水槽の外周、外面の清掃を実施するものとする。
- カ 槽内部の清掃は、軟性のあるブラシ等でサビ・汚れ・付着物を除去し槽内部に傷がつかないように十分に注意するものとする。

(2) 消毒概要

- ア 槽内消毒は清掃後塩素水(50~100ppm)を槽内全面に噴霧し、その後水洗いを実施し2回目の消毒を実施するものとする。
- イ 2回目の消毒終了後30分以上経過後、監督官の承認を受けた後に槽内の水張りを実施し塩素濃度測定を実施するものとする。

(3) 検査概要

清掃後水質検査を実施し、監督官に2部提出するものとする。検査及び判定方法は、水道法等(小規模簡易専用水道は簡易専用水道に準ずる。)に基づき検査項目は下表によるものとする。

検査項目数	検査項目内容	
14項目	① 一般細菌	⑧ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
	② 大腸菌	⑨ pH値
	③ 亜硝酸態窒素	⑩ 味
	④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	⑪ 臭気
	⑤ 鉄及びその化合物	⑫ 色度
	⑥ 塩化物イオン	⑬ 濁度
	⑦ カルシウム、マグネシウム等(硬度)	⑭ 残留塩素

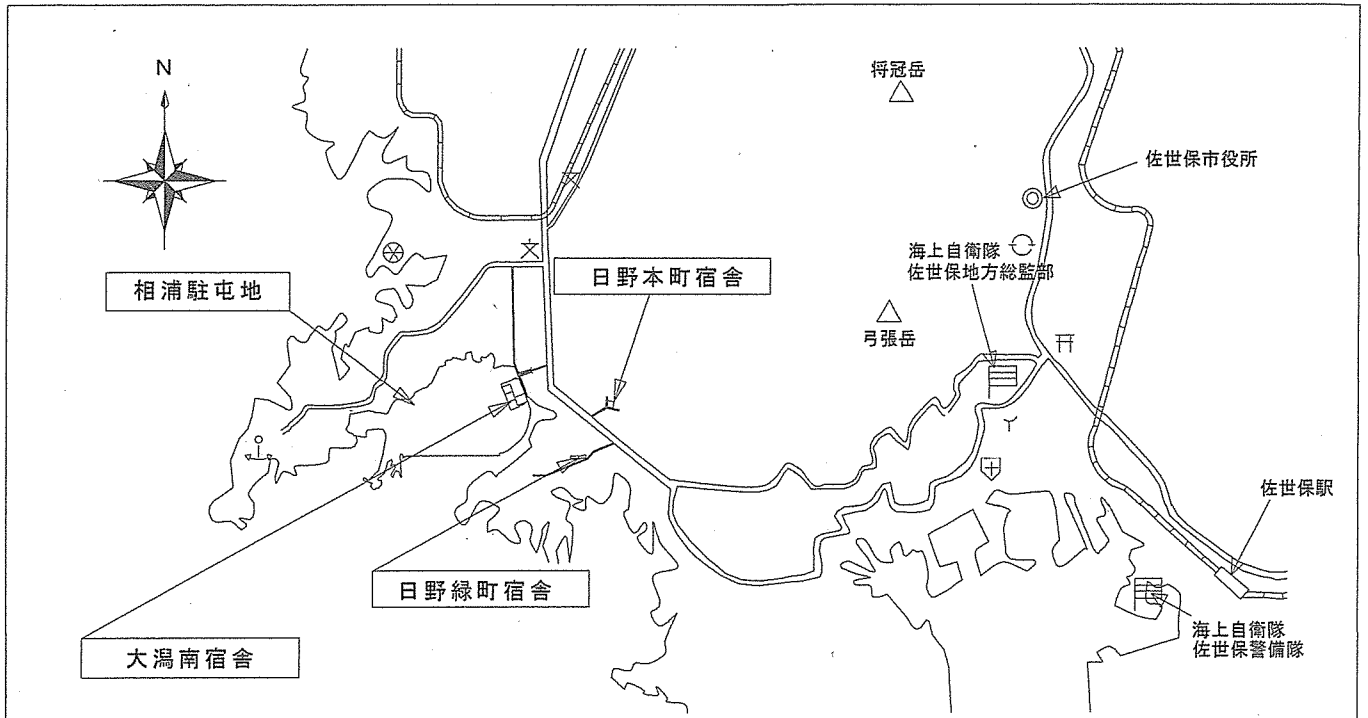
(4) 清掃日

清掃日は平日を基準とし、細部は監督官と調整するものとする。

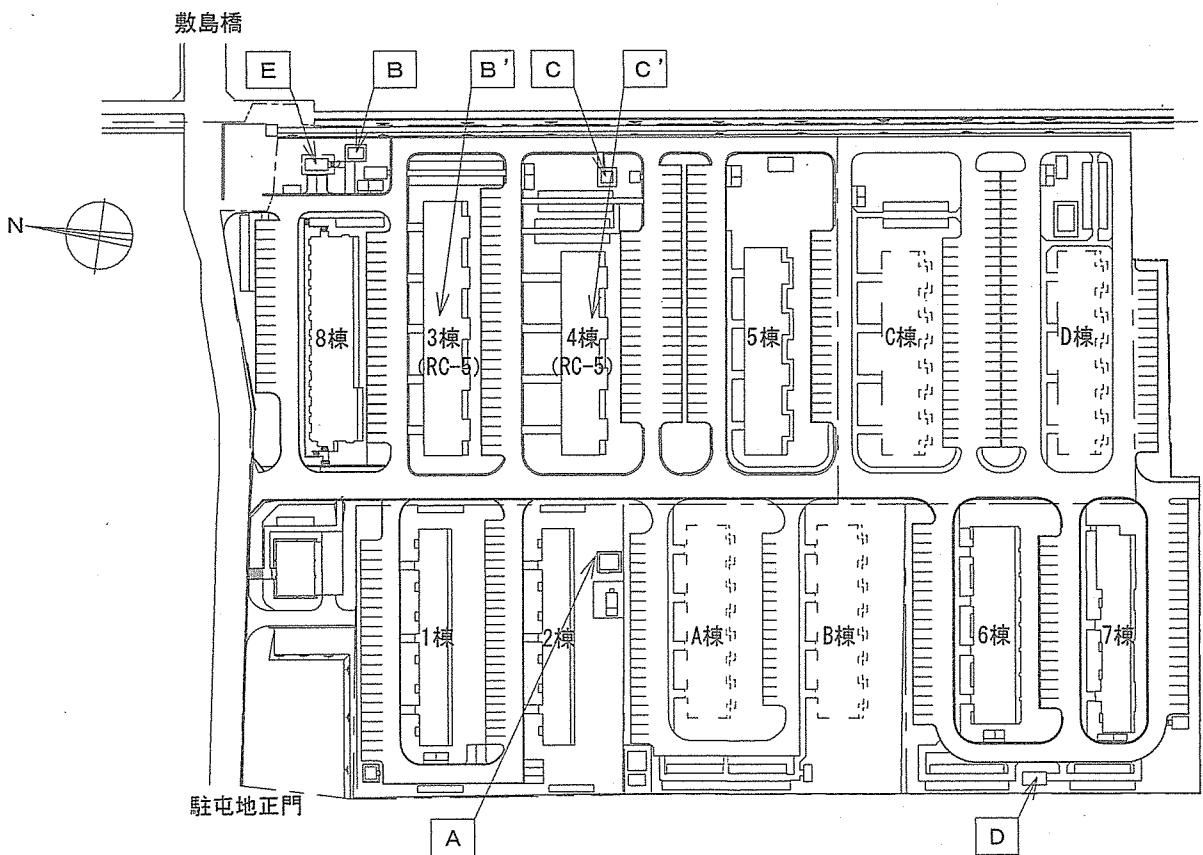
6 検査

作業完了後、監督官の指示する必要書類の提出及び、検査官の検査をもって検査完了とする。

件名	相浦(7) 宿舎受水槽等清掃		
図面名	仕様書		
縮尺		作成年月日	令和7年5月14日
作成者	3等陸曹 本多 唯		図面番号
	陸上自衛隊	相浦駐屯地業務隊	3 / 5

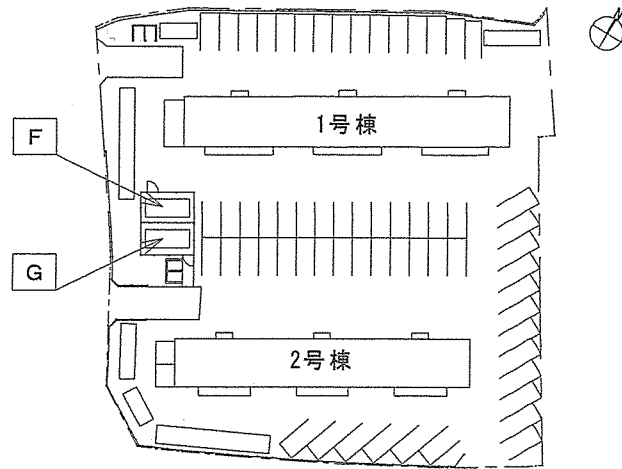


案内図 S=NS

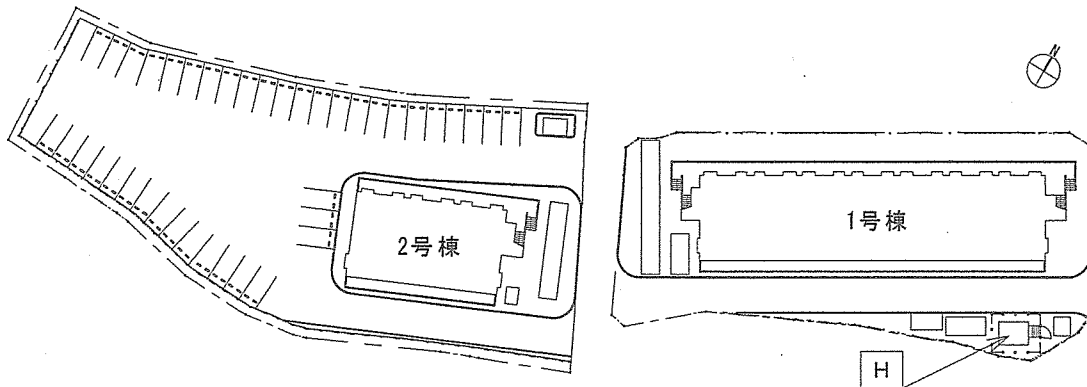


大湯南宿舎配置図 S=NS

件名	相浦(7)宿舎受水槽等清掃		
図面名	案内図・大湯南宿舎配置図		
縮尺		作成年月日	令和7年5月14日
作成者	3等陸曹 本多 唯	図面番号	
	陸上自衛隊	相浦駐屯地業務隊	4 / 5



日野本町宿舎配置図 S=NS



日野緑町宿舎配置図 S=NS

件名	相浦(7)宿舎受水槽等清掃		
図面名	日野本町宿舎配置図・日野緑町宿舎配置図		
縮尺		作成年月日	令和7年5月14日
作成者	3等陸曹 本多 唯		図面番号
	陸上自衛隊	相浦駐屯地業務隊	5 / 5